破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１４号
北海道紋別市南が丘町２丁目３番14号
債務者　磯田満寿美
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第１５号
北海道紋別市大山町２丁目33番地の１
債務者　長谷川　豊
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第６５号
北海道網走郡美幌町字稲美105番地の90　公住６号棟302号
債務者　阿部　千穂（旧姓松本・鴨井）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１５１６号
埼玉県志木市上宗岡４丁目21番37―202号
債務者　大井さゆり
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２６号
さいたま市南区別所１丁目２番９―103号
債務者　松澤　信行
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３８号
埼玉県上尾市大字瓦葺2022番地36
債務者　中村　眞一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３９号
埼玉県上尾市大字瓦葺2022番地36
債務者　中村　京子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６２号
埼玉県川口市大字安行北谷585番地の６　ハウスタカハシＢ―101号、旧住所埼玉県川口市大字安行吉蔵47番地の14
債務者　澤田　貞美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６３号
埼玉県川口市大字安行北谷585番地の６　ハウスタカハシＢ―101号、旧住所埼玉県川口市大字安行吉蔵47番地の14
債務者　澤田トミヱ
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０４号
埼玉県川口市青木２丁目10番19号　メゾンダイトー207号、旧住所埼玉県川口市大字安行北谷568番地の３
債務者　杉本亜由美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３５号
埼玉県川口市柳崎１丁目18番11号　柳崎マンション３階302号
債務者　下野　千帆
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４７号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎５丁目４番10号　シティハイム星野102
債務者　栗木　久江（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５５号
埼玉県北本市二ツ家１丁目322番地　二ツ家団地３―201
債務者　根本　正信
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５７号
埼玉県上尾市五番町４番地16
債務者　清水百合子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
静岡県伊東市宇佐美2015番地の２
債務者　三浦さくら
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６４４８号
大阪府八尾市山城町５丁目２番22―108号
債務者　峰松　俊裕
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４７号
大阪市大正区泉尾２丁目９番９―103号
債務者　村上　静香
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部